



No.14  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
平成26年度第4回

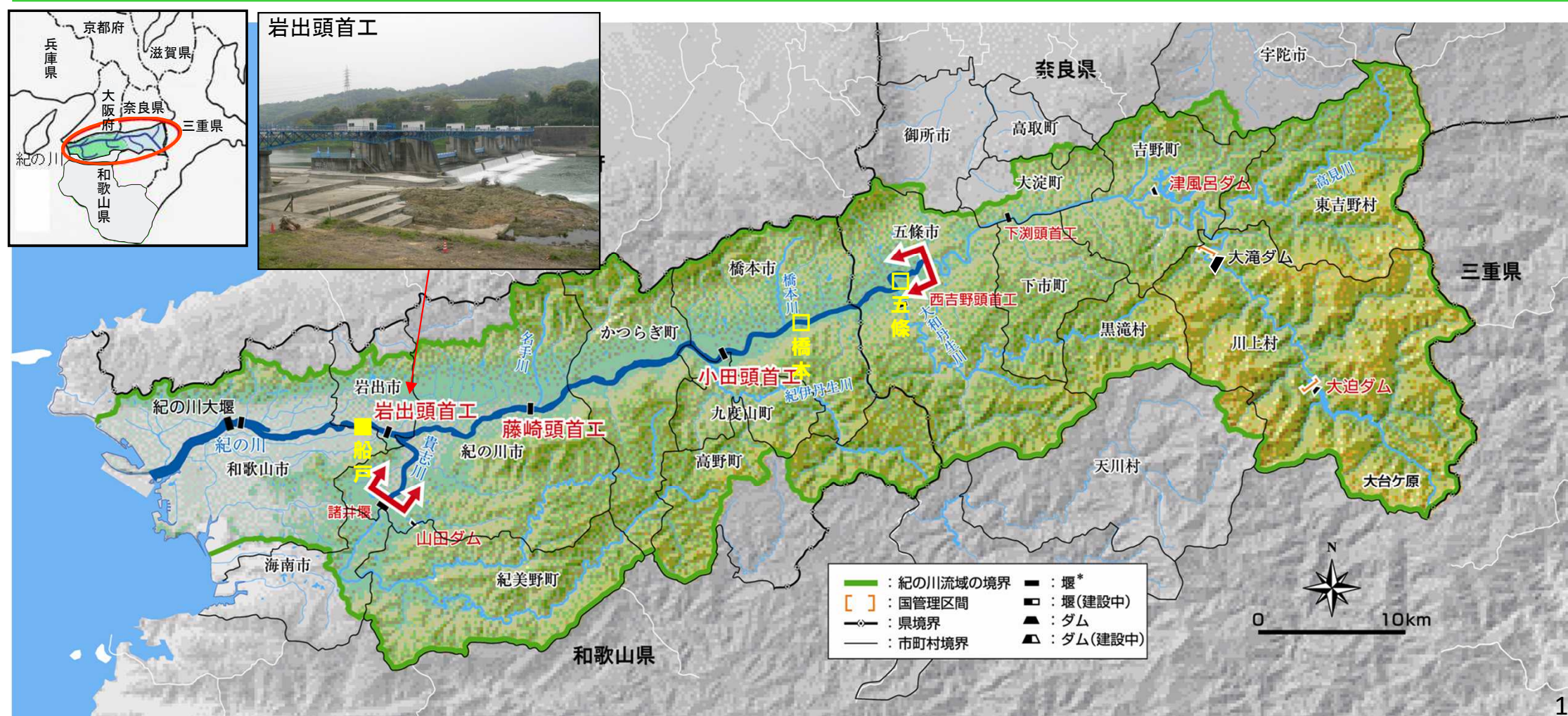
# 紀の川直轄河川改修事業

## 【再評価】

平成26年12月  
近畿地方整備局

# 紀の川の概要(流域の概要)

- 紀の川は、その源を日本最多雨地帯の大台ヶ原おおだいがはらに発し、途中、高見川やまとにゅう、大和丹生川きいにゅう、紀伊丹生川や貴志川等を合流し紀伊水道に注ぐ、流域面積1,750km<sup>2</sup>、幹川流路延長136km、流域内人口約67万人の一級河川である。
- 流域には、和歌山県の経済・社会・交通・文化の中枢をなす和歌山市、中流部の商業、文化、交通の中心をなしている橋本市、五條市などがある。
- 中上流部には堤防未整備箇所が点在する他、狭窄部となる農業用の取水堰(頭首工)も複数存在しており、河道の断面が小さいことから流下能力が不足している。
- 河口の汽水域には環境省の重要湿地に指定されている干潟が存在する。





# 河川整備の概要(河川整備計画の主な事業内容)

- 平成24年12月に策定した紀の川水系河川整備計画に定める河川整備により、戦後最大洪水(昭和34年9月洪水)による災害の防止を図ることが可能となる。
- 質的対策は、堤防に求められている安全性を照査した上で、緊急性の高いところから優先的に堤防の強化を実施する。
- 耐震対策は、耐震性を照査した上で、その結果に応じて必要な対策を実施する。

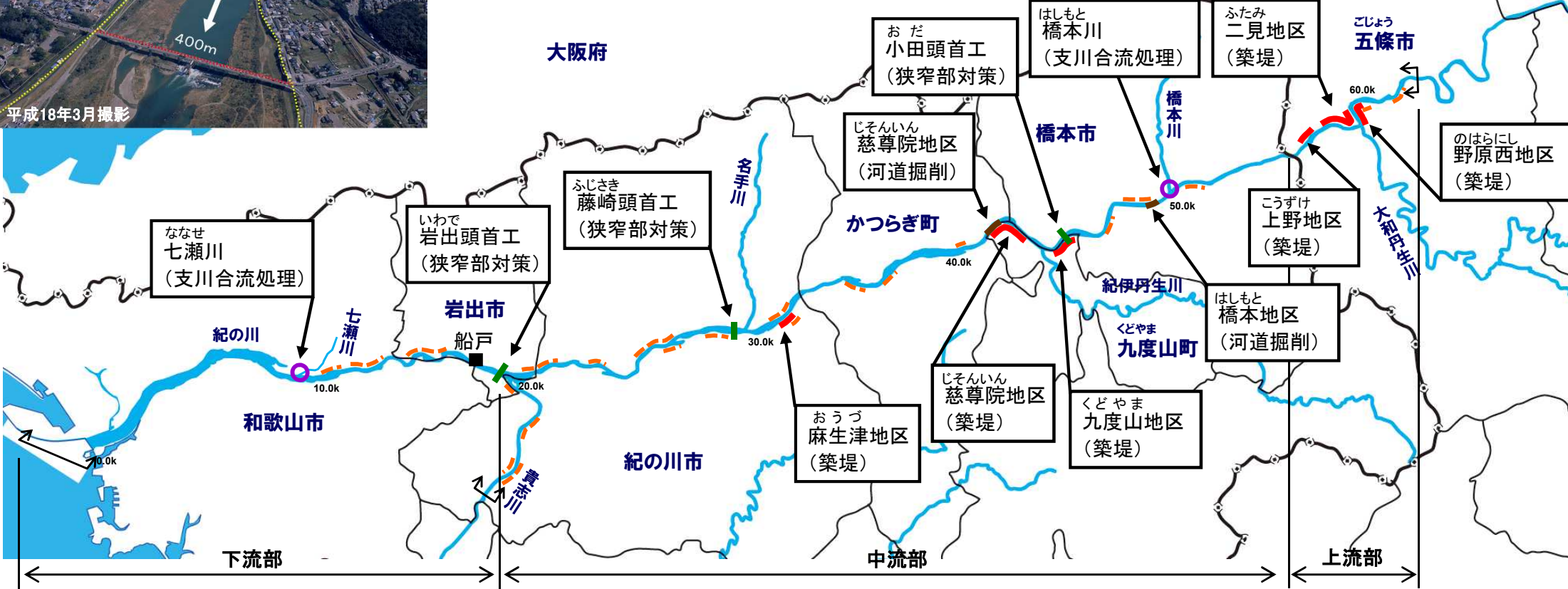


## 河川整備計画における目標流量

河川名	基準地点	整備計画目標流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
紀の川	船戸	10,000m <sup>3</sup> /s	1,500m <sup>3</sup> /s	8,500m <sup>3</sup> /s

凡例

- : 河道掘削
- : 築堤
- : 狭窄部対策
- : 支川合流処理
- : 堤防強化



# 前回評価時からの変更点

- 前回評価時(平成23年度)は、河川整備計画策定前の案に基づき再評価を実施した。その後、平成24年12月に紀の川水系河川整備計画を策定したことから、今回の事業再評価については、河川整備計画に基づき実施する。
- 策定した河川整備計画は、前回評価時で示した河川整備計画(案)を対象としたものであることから、事業内容は変わらない。

	前回評価時 (平成23年度)	今回評価	備考
整備目標	戦後最大洪水 (昭和34年9月洪水)	同左	
事業期間	平成24年度～平成57年度	同左	
総事業費	約637億円	同左	
事業諸元	狭窄部対策、築堤、支川合流処理、 河道掘削、堤防強化等	同左	

# 再評価の視点

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	紀の川想定はん濫区域内市町の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約2%減とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 4.2 残事業 B/C -
3) 事業の進捗状況	支川合流処理、堤防強化等を実施し、進捗率(事業費) 約14%	平成26年度末までの投資額: 約91億円
事業の進捗の見込みの視点	当面は、下流部の岩出狭窄部対策を進捗させるとともに中上流部の治水安全度の低い地区の段階整備を完了させる。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

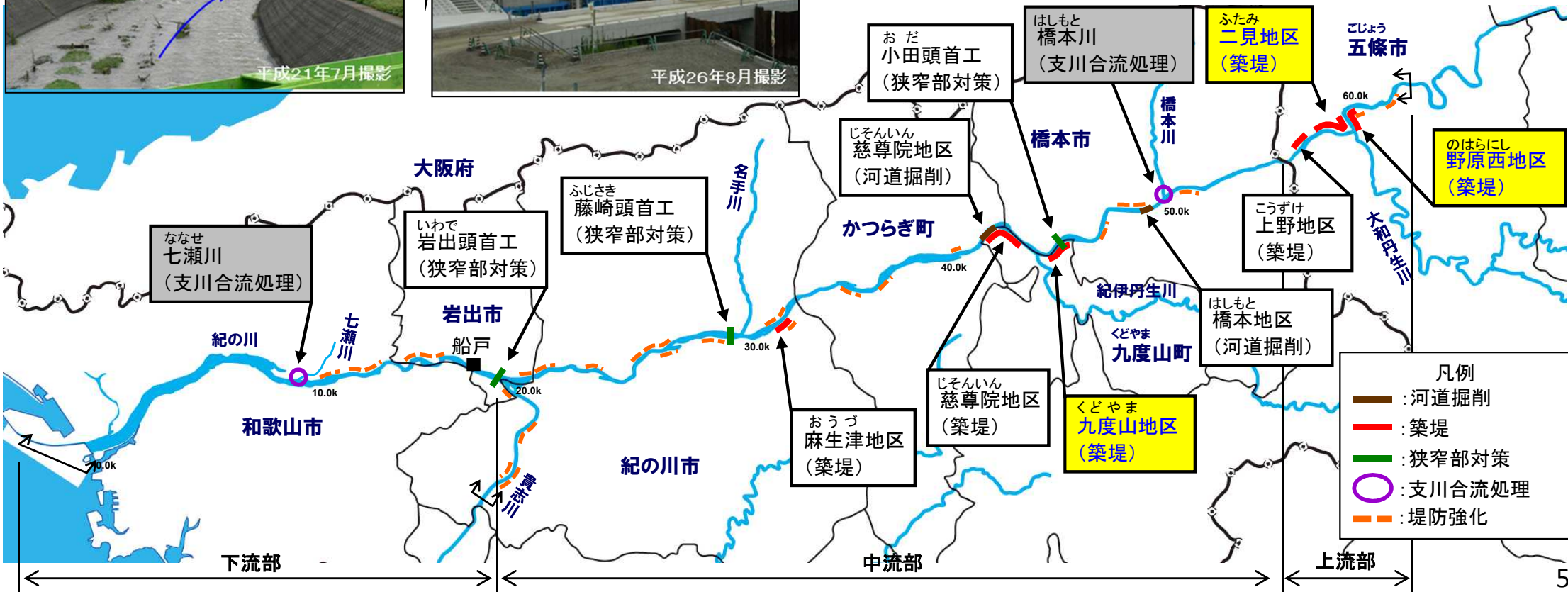
# 事業の進捗の見込みの視点

- 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、下流部の治水上のネック箇所である岩出狭窄部対策を進捗させるとともに、中上流部の治水安全度の低い五條市二見、野原西地区並びに、九度山町九度山地区の築堤を完了させる。  
さらに、支川橋本川及び支川七瀬川において、関係自治体と連携し、支川の合流処理を完了させる。
- 実施にあたっては、中上流部の築堤整備による流量増を大滝ダムの洪水調節により上下流バランスを確保する。

## ■七瀬川支川合流処理(鴨井樋門改築)



**黒字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容\*(完了)  
**青字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容\*(予定)  
 ※平成23年度に設定  
**黒字** : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容





# 自治体の意見等

## 奈良県知事（平成26年12月8日付 河第270号）

今回、意見照会のあった紀の川直轄河川改修事業は、流域住民の安全・安心を確保するために重要な事業であり、事業の継続をお願いします。

奈良県内の野原西地区・二見地区・上野地区の事業については、洪水による災害を防止するため、早期完成に努められるようお願いいたします。

なお、事業の実施にあたっては、県や地域のプロジェクト等との連携や河川空間のさらなる有効活用についても協力をお願いします。また、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いいたします。

## 和歌山県知事（平成26年12月4日付 県総第456号）

紀の川直轄河川改修事業は、流域住民の安全、安心を確保するために重要な事業であり、対応方針（原案）のとおり事業継続が妥当と考えます。

なお、狭窄部である取水堰の改修、堤防未整備箇所解消及び支川対策など、河川整備計画に基づく事業の更なる推進をお願いします。特に、岩出狭窄部対策については、早急に事業着手するとともに、完成時期を明らかにするようお願いいたします。

# 対応方針（原案）

紀の川直轄河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点による再評価及び事業の進捗の見込みに関する視点による再評価が前回評価時以降、社会経済情勢等に変化がなく、また、事業進捗にも特に大きな支障もないことから、当該事業の必要性は変わっておらず、いずれも継続が妥当と判断でき、かつ、コスト縮減や代替案等の可能性の視点による再評価により引き続き、事業の効率化に努めることから、当該事業の見直しを図る必要がないと判断できることにより「事業継続が妥当」である。

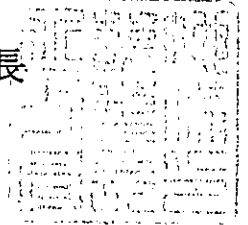


国近整企画68号

平成26年11月25日

奈良県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463



(再評価)

## 【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道169号奥瀬道路(Ⅱ期)	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

## 【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
紀の川直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画68号  
平成26年11月25日

和歌山県知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

## 【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道169号奥瀬道路(Ⅱ期)	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

## 【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
紀の川直轄河川改修事業	事業継続	
熊野川直轄河川改修事業	事業継続	
新宮川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

## 【港湾整備事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
日高港 塩屋地区 国際物流ターミナル整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。





道 建 第 1 8 6 号  
河 第 2 7 0 号  
平成 2 6 年 1 2 月 8 日

近畿地方整備局長 殿

奈良県知事 荒井正吾



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）  
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 26 年 11 月 25 日 付け 国近整企画 68 号 で 照 会 の あ り ま し た 標 記 の 件 に つ い て 、  
別紙のとおり意見を提出します。

(別 紙)

【紀の川直轄河川改修事業】

平成26年11月25日付け国近整企画68号で照会のありました近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る「紀の川直轄河川改修事業」の意見照会については、以下のとおり回答します。

今回、意見照会のあった紀の川直轄河川改修事業は、流域住民の安全・安心を確保するために重要な事業であり、事業の継続をお願いします。

奈良県内の野原西地区・二見地区・上野地区の事業については、洪水による災害を防止するため、早期完成に努められるようお願いいたします。

なお、事業の実施にあたっては、県や地域のプロジェクト等との連携や、河川空間のさらなる有効活用についても協力をお願いします。また、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いいたします。

近畿地方整備局長 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の  
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年11月25日付け国近整企画第68号で意見照会のあった標記に  
ついて、下記のとおり回答します。

記

1 対応方針（原案）に対する県知事意見について

(1) 一般国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）

平成23年の紀伊半島大水害において、県内の主要幹線道路が各所で通行止めとなり、多くの集落が孤立するなど、地域間を結ぶ幹線道路の重要性が再認識されたところです。

国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）は、地域間交通の利便性向上はもとより、災害時の交通機能確保や救急医療体制の強化などの面からも重要な道路であるため、早期の全線供用が必要であることから、対応方針（原案）のとおり、事業継続が妥当と考えます。

なお、事業実施にあたっては、コスト縮減に努めるとともに、厳格なコスト管理を行い、平成27年国体開催までの供用を図られるようお願いいたします。

(2) 紀の川直轄河川改修事業

紀の川直轄河川改修事業は、流域住民の安全、安心を確保するために重要な事業であり、対応方針（原案）のとおり事業継続が妥当と考えます。

なお、狭窄部である取水堰の改修、堤防未整備箇所解消及び支川対策など、河川整備計画に基づく事業の更なる推進をお願いいたします。特に、岩出狭窄部対策については、早急に事業着手するとともに、完成時期を明らかにするようお願いいたします。



(3) 熊野川直轄河川改修事業

熊野川直轄河川改修事業は、流域住民の安全、安心を確保するために重要な事業であり、現時点では、対応方針(原案)のとおり事業継続が妥当と考えます。

しかしながら、平成23年台風12号では計画高水流量を超過する洪水により、堤防越水による浸水被害が発生しているため、更なる治水安全度の確保に向け、河川整備基本方針の早急な見直しをお願いします。

(4) 新宮川総合水系環境整備事業

新宮川総合水系環境整備事業は、歴史と文化を育んできた新宮市のまちづくりに関わる重要な事業であり、対応方針(原案)のとおり事業継続が妥当と考えます。

平成23年台風12号による被災により、一時中断し、完成時期が変更されましたが、引き続き事業を推進し、早期完成に努めるようお願いします。

(5) 日高港塩屋地区国際物流ターミナル整備事業

日高港は、紀中地域の産業競争力に資する物流拠点として、更なる発展が期待されております。

基幹産業の物流コストを削減するため、船舶の大型化に対応した港湾環境の整備が必要であり、対応方針(原案)のとおり、事業継続が妥当と考えます。

なお、事業実施にあたっては、コスト縮減等を図り、早期に完成させるようお願いします。